

還付申請のご案内

駐輪場をご利用しなくなった場合は、利用した月数に応じ納めた金額を還付（払戻）することができます。
（※一次募集～三次募集でお申込みいただいた方の還付については、3月31日から5営業日以内（土・日・祝日を除く平日）までにお手続きをいただければ全額を還付いたします。）

【還付申請の窓口】（受付時間 9:00～17:00 土・日・祝日・年末年始除く）

窓口は、各区役所の地域づくり支援課相談班、または千葉市役所本庁高層棟3階の自転車政策課です。

（※駐輪場管理棟では手続きできません）

【還付手続きに必要なもの】

- 1 利用者本人であることを確認できる書類（運転免許証、学生証等）
- 2 利用証
- 3 利用票
- 4 利用者名義の振込口座がわかるもの（通帳等）
- 5 印鑑（シャチハタ不可）

※千葉駅東口第1自転車駐車場、千葉駅東口第3自転車駐車場、千葉駅西口第1自転車駐車場、海浜幕張駅第1自転車駐車場、検見川浜駅第1自転車駐車場の方はICカード等も併せてご返却ください。

注1）代理人の方が窓口に来られる場合は、委任状と代理人の本人確認ができる書類が必要です。

注2）利用者名義以外の口座に振り込む場合は、還付申請書内の承諾書欄への記載が必要です。

注3）還付申請書、委任状は駐輪場管理棟・各区役所地域づくり支援課や自転車政策課ホームページ https://www.city.chiba.jp/kensetsu/doro/bicycle/shinsei_download.html からダウンロードできます。

【ご注意】

- 1 一次募集～三次募集でお申込みいただいた方の還付については、3月31日から5営業日以内（土・日・祝日を除く平日）までにお手続きいただければ、全額を還付（払戻）いたします。
- 2 上記期日を過ぎた場合は、申請をした日が属する月の翌月分以降の料金が還付されます。
- 3 窓口でのお手続きができない方は、自転車政策課へご連絡願います。

【お問合せ先】

千葉市役所 自転車政策課

TEL 043-245-5149

Mail bicycle.COR@city.chiba.lg.jp

還付申請の対象者例

- 事前受付（一次募集）・追加受付（二次募集）・再追加受付（三次募集）で当選し、使用料を払ったが、駐輪場を利用しなくなった
- 事前受付（一次募集）・追加受付（二次募集）・再追加受付（三次募集）で当選し、使用料を払ったが、後で別に希望する駐輪場が当選したため、もともと申し込んでいた駐輪場をキャンセルしたい
- 千葉市外に引っ越すため、駐輪場を利用しなくなった
- 通勤形態が変わったため、駐輪場を利用しなくなった
- 免除事由に該当するようになった
- 利用者が死亡した
- 月額単価が高い駐輪場から、安い駐輪場に置場変更の手続きをしたため、差額が発生した
- 回数券を買っていてまだ枚数があるが、使わなくなった

還付申請でのご注意

【還付手続きに必要なもの】

2 利用証

利用者本人のもの、本年度のみです。複数お持ちの方は、申請前に内容をご確認ください。

3 利用票

車両から可能な限り剥がした後、メモ紙や紙（特定の指定なし）に貼ってご提出ください。

5 印鑑（シャチハタ不可）